



昨年10月17日、吉田会長（中央）と佐藤会長職務代理者（右側）が、白石田村市長へ意見書を提出しました。

昨年10月17日、農業委員会は農業者の代表として、次の項目を市の施策に反映するよう田村市へ意見書を提出しました。

【要望内容（抜粋）】

- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②遊休農地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進
- ④農業の担い手・後継者対策
- ⑤有害鳥獣対策



澤畑さんの座談会指導

昨年9月12日、「令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」がビッグパレット福島（郡山市）で開かれ、本市農業委員会から4人の農地利用最適化推進委員が参加しました。「集落話し合い運動と想いをカタチに出来る座談会の開き方」と題して全国農業会議所専門相談員・澤畑佳夫さんが現場での活動方法を詳細に説明いただきました。



幸田さんのグループワーク研修

3月17日、農業委員・推進委員研修会が市役所で開かれました。一般社団法人福島県農業会議から調査役の幸田麻里恵さんを講師にお招きし「農地利用最適化における集落座談会研修会について」と題し、座談会の流れや参加者からの意見を引き出すスキルを身につける現場での活動方法を詳細に説明いただきました。委員からは「今後の活動を集落に戻り、早速活動として実践したい」との声をいただきました。

田村市農地等利用最適化の推進施策に関する意見書提出

農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

農業委員・推進委員研修会（集落座談会スキルアップ）

田村市農業委員会だより

第11号
令和5年4月
田村市農業委員会
☎81-1216
FAX81-1210

会長あいさつ



会長 吉田 修一

日頃より農業委員会活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。一昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大により農業委員会におきましても、密集や密接を避けるために総会の出席人数を減らすなど、必要な対策を取りながらの活動に努めてまいりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願い、引き続き感染防止に努めてまいります。

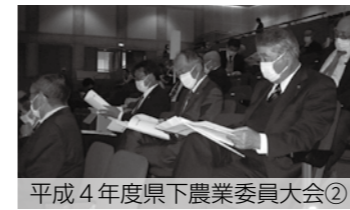
さて、原子力災害が発生して12年を迎えた今、未曾有の被害を受けた農業の復興・復旧を最優先に農業振興のため関係機関の取り組みが重要



令和4年度県下農業委員大会



農地パトロール事前調査



平成4年度県下農業委員大会②



農地パトロールの実施

であります。全国的にも人口減少や担い手不足などの課題が深刻化している中、平成28年4月の改正農業委員会法施行から6年が経過し、農業委員会には「農地等の利用の最適化」に対する一層の期待が寄せられています。また人・農地などの関連施策の見直しにより「人・農地プラン」を法定化することや地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿である「目標地図」の素案を作成することが盛り込まれ、より活発な活動が求められています。当農業委員会としましては引き続き農業者の代表として農業の健全な発展を目指し、農業経営の合理化を図るため、農地利用の最適化に向けて担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を最重要課題として取り組む所存であります。

結びに私達農業委員19名、農地利用最適化推進委員20名、計39名の体制の下、強いリーダーシップを発揮し、地域農業の課題や農業者の声を

農業者年金で老後の生活を安心サポート！

- ① 20歳以上60歳まで（国民年金の任意加入者に限り60歳以上65歳未満の方も加入可能）
- ② 国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- ③ 年間60日以上農業に従事

【通常加入】

月額20,000円～67,000円まで千円単位で加入後はいつでも見直すことができます。

- ・終身年金で80歳まで保証付きます。
- ・税制面で優遇措置があります。一定の要件を満たす農業者（認定農業者等）には保険料の国庫補助があります。

組み上げ、田村市の農林業振興のため、持続可能な農業経営ができるよう努力してまいりますので今後とも皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。

所有者不明土地の解消に向けた法改正

「民法の一部を改正する法律案」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」が参議院本会議で可決、成立しました。これを受けて所有者不明土地の発生防止と、現に存在する所有者不明土地の円滑な利用制度が始まります。

- ① 土地・建物等の利用に関する民法の見直し → 4月1日から
 - ② 相続等により土地の所有権を取得した者が法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させる制度 → 4月27日から
 - ③ 相続登記が義務化がされ、相続などで不動産取得を知った日から3年以内に所有権移転の登記をしなければならなくなります（正当な理由のない申請漏れには過料が科されます）。 → 6年4月1日から
- 詳しい内容は、福島県地方務局郡山支局 ☎024-962-4500 へお問い合わせください。

農業委員会では…

- ・農地を農地以外で活用する
- ・農地の権利を移動する
- ・農地を相続した
- ・農地に土盛りをしたい

●農業委員会に申請や届け出が必要です。まずは電話でご相談ください。

農業情報を分かりやすくお伝えします。人づくり、経営づくり、に役立ちます。



- 毎週金曜日発行
- 購読料1カ月700円（税込）

お申し込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会へ

田村市農業委員会事務局 ☎81-1216